

占有許可に附する条件について

道路局路政課道路利用調整室

大野係員 えーっと、法的根拠かあ…。

坂上係員 大野君、どうしたの？ 独り言なんか言ってるよ。

大野係員 あ、坂上さん。今度、市役所の占有担当の方が異動になって、新任の方から挨拶のメールが届いてたんです。そこにさっそく質問で、占有物件をきちんと維持管理することを占有者に義務づけるような場合に、その法的根拠は何なんですか？
…って書いてあったんです。

坂上係員 なるほどね。確かに道路法（以下、法）には、占有物件は占有者が適切に維持管理することというような明文規定はないものね。で、大野君はどう思うの？

大野係員 ええと、道路法では、第四十三条で道路に関する禁止行為として、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすることを規定していますけど（資料1参照）。

坂上係員 うーん。確かに占有物件を適切に管理しないことは、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為かもしれない

けど、この質問はもっと具体的なことを聞いてるんじゃない？

大野係員 あ、そうすると、許可条件のことでしょうか？ 直轄国道上では、占有許可をする際に、「占有物件は、道路の構造上若しくは交通上障害とならないよう、占有者の負担において、適正に維持管理すること。」といった許可条件を付与してますよね。

坂上係員 そうね。その許可条件の法的根拠を答えればいいんじゃないかしら。大野君、いい機会だし、ここで許可条件について整理してみましょう。許可条件については、道路法ではどのように規定されているのかしら？

大野係員 許可条件については、法第八十七条で、「国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、（中略）道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することが出来る。」と定めてあります（資料2参照）。

坂上係員 そのとおりね。でも、道路法では、占用に關してもうひとつ条件に關する規定があつたんじゃない？

大野係員 ええと…、ああ、これですね。法第三十四条で工事のための条件として、「道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に關する工事と他の申請に係る道路の占用に關する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができ」と定めてますね（資料3参照）。

坂上係員 そうね。このふたつの規定の關係としては、まず法第八十七条が一般的な規定で、この規定によつて道路管理者は、占用の許可に道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができるのよね。一方、法第三十四条は道路の占用に際し、他の占用工事、道路工事等との調整のため必要な条件を附することができることを定めた規定ね。一般に工事を伴う道路の占用にあつては道路の構造又は交通に支障を及ぼす傾向が著しく、これを放任すると道路を不経済に損傷し、交通に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、このような占用を許可するに当たっては、他の占用工事、道路工事等との間に合理的な調整を図り、道路の機能を確保する必要があるわけね。この工事調整のための条件は、法第八十七条の一般的な条件の範囲を外れる場合も予想されるので、第三十四条で特別規定がおかれたのね。

渡邊課長 二人とも今日は許可条件の話か。許可条件の法的根拠については、今の二人の話で問題ないだろう。

ただ、これらの規定があるからといって、道路管理者が好きなように条件を付けられるというものでもないよね。法第三十四条も法第八十七条も一定の制約を加えているね。どんなものがあるかな？

大野係員 はい。まず法第三十四条には、「道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるとき」に条件を附することができると規定しています。また、この条件を附する場合は、「道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に關する工事を行おうとする者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。」という規定も設けています。法第八十七条では、「道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件」であることと規定されています。また、「当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないもの」であることと規定されています。

渡邊課長 そうだね。今、坂上さんが言つたもののうち、特に法第八十七条第二項にある「当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないもの」でなければならぬ」という規定は、一般的な条件の基準として、法第三十四条の場合にも妥当すると解されているから注意が必要だね。許可条件は、占用許可を受けた人に不当な義務を課することのないように留意しつつ、先程坂上さんが言つたような規定に注意して付与する必要があるということだね。

坂上係員・大野係員 はい。わかりました。

渡邊課長 ところで、大野君、ちよつと大事な話があるんだ。

大野係員 えっ！ ぼ、僕が本局に異動ですか!?

渡邊課長 そうだよ、栄転だね。おめでとう。

坂上係員 ちよ、ちよ、ちよつと待ってよ！ そんな大野君がいなくなつちやつたら、さ、さ、寂しいじゃない…。

大野係員 えっ、坂上さん…。

渡邊課長 おやおや、私は本来業務に支障を及ぼさないという条件であれば、恋愛は大いに賛成だよ。来年度はどんな新規採用者が入ってくるのか楽しみだね。

(この号 終わり)

資料1

道路法第四十三条

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

資料2

道路法第八十七条

国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四条又は第四十七条の二第一項の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

- 2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

資料3

道路法第三十四条

道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するため当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行う者とする者又は他の道路の占用者の意見を聞かなければならない。